

石川県公報

令和 8 年 6 月 23 日 (火曜日)

号 外

(第 41 号)

目 次

条 例			
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事・組織経営課)	1	○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同)	4
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	2	○石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室)	5

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月二十三日

石川県知事 山 野 之 義

石川県条例第十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第七号（）中「七百十円」を「九百五十円」に、「千八十円」を「千四百四十円」に改め、同号（）及び同項第八号中「千八十円」を「千四百四十円」に改める。

第十三条第二項第一号中「八百四十円」を「千百二十円」に、「千八十円」を「千四百四十円」に改める。

附則第七項中「八百四十円」を「千百二十円」に、「千六百八十円」を「二千二百四十円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、新条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月二十三日

石川県知事 山 野 之 義

石川県条例第二十号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二第二項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」を「同法」に改め、同条第四項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」の下に「（昭和三十年法律第三十七号）」を加える。

第七十五条第一項中「住宅（」の下に「法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

附則第七条第二項中「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第九項中「附則第三十四条の二第十二項」を「附則第三十四条の二第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第九条の二の四の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第九条の二の五 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第四十条及び第四十一条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の六の四第一項の規定により計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の

金額」という。) に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、法附則第三十五条の三の六第二項各号に規定するところによる。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、令附則第十八条の六の四第二項及び第三項に規定するところによる。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第九条の二の六 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書（法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の六の五第一項の規定により、当該納税義務者の前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の六の五第二項の規定により計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の六の五第三項の規定により計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、令附則第十八条の六の五第六項から第八項までに規定するところによる。

附則第九条の四第二項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第四項中「第七項及び第十七項」を「から第八項まで」に改める。

附則第十七条第一項ただし書中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の改正規定及び次項の規定 令和十年一月一日

二 第六十七条の二第一項及び第四項の改正規定 令和十年四月一日

三 第七十五条第一項の改正規定及び附則第四項の規定 令和十一年四月一日

四 附則第九条の二の四の次に二条を加える改正規定及び附則第三項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)附則第一条第十七号に掲げる規定の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 改正後の石川県税条例(以下「新条例」という。)附則第七条第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和十年一月一日以後に行う同条第一項の土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第九条の二の五及び第九条の二の六の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例第七十五条第一項の規定は、令和十一年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月二十三日

石川県知事 山 野 之 義

石川県条例第二十一号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和八年四月一日から適用する。

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月二十三日

石川県知事 山 野 之 義

石川県条例第二十二号

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年石川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第四条の見出しを「（職員の資格等）」に改め、同条に次の三項を加える。

6 第一項、第二項及び第四項に規定する保育士の資格を有する者については、一人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。

7 特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。

8 認定こども園は、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第十条の二中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第十一条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「、主務保育教諭又は」に改め、同条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

第二十二條並びに第二十三條第一項の表第四条第一項の項及び同條第二項中「第十四條第六項」を「第十四條第七項」に改める。

附則第四項中「前項」を「第四条第六項及び前項」に、「看護師等を」を「特定理学療法士等及

び看護師等を」に、「当該看護師等」を「当該特定理学療法士等及び看護師等」に改める。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項の前の見出しを削り、同項を附則第九項とし、同項の前に見出しとして「(幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例)」を付し、附則中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第六項とし、同項の前に見出しとして「(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)」を付し、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 認定こども園は、第四条第六項及び附則第三項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第四条第八項の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における一学級の子どもの数については、改正後の第三条第四項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、改正後の第十一条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。